

杉並区：石綿除去作業に関するお知らせ W450×H350

※1 大きさは、A3判以上とする。 ※2 この標識は、大気汚染防止法第18条の15第5項の規定に基づく表示の内容を含む。
第2号様式（第5条関係）（この標識は吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材を使用している場合に掲示してください）

石綿（アスベスト）除去作業に関するお知らせ				
当現場では、石綿（アスベスト）関係法令に基づく届出をし、適切な石綿（アスベスト）のばく露防止対策及び石綿（アスベスト）粉じんの飛散防止対策を行っております。				
関係法令	届出先	届出年月日	作業期間 届出者氏名等 (工事発注者)	年月日から 年月日まで
石綿障害予防規則	渋谷労働基準監督署	年月日		年月日
大気汚染防止法	世田谷区	年月日		
東京都環境確保条例	世田谷区	年月日		
調査の概要（調査方法と特定建築材料の有無、種類及び使用箇所）			石綿使用状況事前 調査を実施した者	事前調査を実施した者の氏名 (受講した建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の 名称 (事前調査実施者が受講した講習登録規程の区分 (該当するものに○) 一般 特定 一戸建て等 その他()
			調査終了日	年月日
			工事事業者等： 住所 代表者氏名 連絡先	
			現場責任者： 氏名 連絡先	
			を石綿作業主任に選任しています。	
			石綿（アスベスト）に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。	
標識設置	年月日			
この標識は、世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱第5条第1項の規定により設置したものです。				